

II. 分 担 研 究 報 告

テーマ1 海外の視覚障害に対する福祉制度の調査に関する研究

研究分担者 加藤 聡 国立大学法人東京大学医学部眼科准教授

【研究要旨】

本邦の視機能障害認定のあり方に関して、海外の状況について文献的に調査した。その結果、本邦と同様の形式をとっているのは韓国のみで、調べた限りの他国では同様の形式はなかった。米国では法的な失明の定義はあるが、本邦のように等級制度はなかった。

A. 研究目的

本邦の視機能障害認定のあり方に関して、海外の状況について文献的に調査する。そのことにより、本邦の視機能障害認定法が世界的に見て、妥当かどうかの判断材料にする。

B. 研究方法

文献検索により、諸外国の視機能障害認定法を調査する。米国においては、現地滞在経験のある者にインタビューを行う。

(倫理面への配慮)

該当なし

C. 研究結果

韓国には本邦と同様の視覚障害認定基準があった。

調べられた限りでは、他には日本と同様の視覚障害による身体障害者認定基準はなかった。ただし、福祉を受けるうえで定義を定めている国はあった（米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィンランド、オランダ、アイスランド、台湾、韓国、香港、マレーシア、シンガポール、南アフリカ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、クウェート、レバノン、など）。

米国では Legal Blindness が以下のように定義されている。

(<https://visionaware.org/your-eye-condition/what-is-legal-blindness/>)

視力：矯正視力にて良い方の眼の視力が 20/200 (20feet 離れた視力計にて) 以下に低下または

視野：良い方の眼の視野が 20 度以内の視野狭窄をきたしている。

該当する患者には税金控除や Social Security Disability による特権が与えられる。その他に州により、子供の場合は教育、成人に対しては職業訓練を受ける機会が与えられている。

D. 考察

韓国では既に良い眼の視力を取り入れている。一眼が正常であっても、片眼失明 (0.02 以下) を考慮している。さらに求心性視野狭窄の概念が強く取り入れられている。諸外国では本邦と同様の基準はなかった。一例として米国では法的な失明が定義され、それによる特権が与えられているが、本邦のような等級制度は認められなかった。

E. 結論

福祉制度の違いにより、韓国以外の基準は本邦の基準決定に関し参考にならないと考えられた。必ずしも本邦のような等級制度が世界各国でとられていないことが判明した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし